

平成29年度第2回埼玉県地域福祉推進委員会議事録（概要）

日時：平成29年11月6日（月）

13:00～15:00

会場：埼玉会館3B会議室

議題 1 地域福祉（支援）計画策定ガイドライン改定のポイントについて

《事務局》 資料に基づき説明

議題 2 第5期埼玉県地域福祉支援計画の素案について

《事務局》 資料に基づき説明

《中島委員》

市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画は、社会福祉法の一部改正（平成30年4月1日）に伴い、高齢者・障害者・児童・生活困窮者等の共通事項を盛り込む横断的な計画という位置付けとなりました。

したがって、第5期埼玉県地域福祉支援計画（以下、「第5期県計画」とする。）は、第4期埼玉県地域福祉支援計画（以下、「第4期県計画」とする。）よりも、多くの内容・取組を盛り込んだ計画となっています。

第5期県計画は、第4期県計画の「地域包括ケアシステムと地域福祉を統合化する」という概念を生かしながら内容を拡充しております。

また、第5期県計画では、子供の貧困に対する取組を中心に児童分野に関する内容の記載を充実しました。

さらに、社会福祉法の一部改正の大きな柱である「市町村における包括的な支援体制」の構築について、市町村の役割を強調しております。

特に、各福祉分野の縦割りを排した総合相談支援体制について、イメージ図を提示して市町村の参考になるようにしております。

国も参考事例を幾つか提示はしていますが、先進地域の紹介にとどまっています。

そこで埼玉県として、市町村が総合相談支援体制を構築する際に、何か参考になるようなものを出せないだろうかというところが、一つ大きなポイントでした。

①ワンストップ型総合相談窓口の設置、②複合課題を調整するチームの設置、及び③ネットワーク会議を活用した横断的な支援調整の場の設置の3パターンを提案しました。

本当はこの3パターン全ての体制が市町村に設置されることが理想ですが、各自治体の事情もあるため、いずれかを実現していただきたいと思います。

なぜ、市町村で総合相談支援体制の構築が必要なのか。現在、各福祉分野ごとには相談支援体制が構築されていますが、世帯の中で課題が複合化・複雑化しているケースや制度の狭間にあるケース（以下、「複合課題」とする。）となると、対応が難しいという現実があります。国も問題提起をしています。

例えば、8050問題（高齢の親と働いていない独身の50代の子が同居している世帯）や、ダブルケア（介護と育児に同時に直面する世帯）、高齢者と精神疾患の子供が同居しているケースなど、各分野にまたがった場合にどう対応するのかが一つポイントです。

3つのパターンの体制は、県内で既に体制が構築されている市町村の事例をイメージしながら示したものです。

また、地域の課題を把握するためには、具体的なつなぎ役が必要です。市町村社会福祉協議会・地域包括支援センターを中心として機能強化をするとともに、コミュニティーソーシャルワーカーに活躍をしていただくことも、かなり議論しました。

権利擁護に関して、埼玉県は異次元の高齢化が大きな課題となっています。高齢者人口の増加率は47都道府県のうちトップです。

認知症の高齢者の急激な増加も見込まれ、また単独世帯の増加も課題です。おのずと権利擁護の体制を強化していく必要があるため、地域福祉の「基盤」として位置づけました。

また、「担い手づくり」に関しては、原則第4期県計画を継続しています。特に福祉教育、福祉学習が重要であると、作業部会で議論しました。地域の課題を「我が事」として考えるためには、学びの場は非常に重要です。

以上、多くの内容を盛り込んだ壮大な計画となりましたが、各福祉分野横断的な計画ということで、大きな計画にならざるを得なかったというところ

《飯村委員長》

委員の皆様から、御質問・御意見をいただければと思います。

《石川副委員長》

全体的な印象として、難しい用語が多いという印象です。例示などを用いると読みやすくなると思います。

本当に難しい用語には欄外に説明を記載していますが、福祉関係者以外の方も理解しやすいよう対応をいただければと思います。

《中島委員》

理解しやすくする努力はしていきたいと思います。それは事務局と共有しています。

《飯村委員長》

計画は策定して終わりではなく、それを関係者と共有化をして、計画の達成の実現に向けていくところが一番ポイントかと思います。その辺りから御意見をいただければと思います。

《猪鼻委員》

平成29年4月に「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給促進に関する法律（以下、「住宅セーフティネット法」という。）の一部が改正され、10月25日に施行されたところで、その点も盛り込まれていることを改めて確認しました。

住宅の確保については、非常に課題が多いと感じています。

第5期県計画では、住宅確保要配慮者（高齢者・障害者など）に対する住宅の確保に関する支援について、様々な取組が記載されています。

一方、空き家の活用や、居場所を確保するような取組は、市町村の役割なので、県としては特段取組まなくてよいのでしょうか。

《中島委員》

空き家については、「現状と課題」において、民間賃貸住宅における空き家や空き室の増加傾向にある一方、住宅の確保に苦労している人がいるなど mismatchが生じていることを課題として提起しています。

それを受けて「市町村・地域での取組の方向性」において、公的賃貸住宅と民間賃貸住宅の活用を示し、住宅確保要配慮者の住まいの確保の方向性について記載しています。

ただ、御指摘は、住宅セーフティネット法自体が空き家活用を重視していることからすると、記載内容が不足しているという御意見かと思います。

御指摘の点も意識したいと思います。

《事務局》

高齢者や障害者などの住宅確保の課題については、第5期県計画で初めて位置付けました。福祉と住宅の連携は、今まで必ずしも十分ではなかったかもしれませんが、今後は連携を強化していきたいと考えています。

空き家の活用については、入居支援を行う中で、空き家を活用するという視点は当然ありますが、分かりづらいということであれば検討していきたいと思います。

《飯村委員長》

空き家の課題は深刻な問題で、住宅と福祉と両観点から議論していくことも重要です。

第5期県計画では、子供の貧困について焦点を当てておりますので、市町村の立場から御意見をいただきたいと思っております。

《吉野委員》

それでは当市として感じている点について話させていただきたいと思っております。

子供の貧困に関しては、市としての方針及び担当課所が決まっていない問題があります。関わりを持ったそれぞれの課において対応している状況です。

しかし、第5期県計画に大きく取り上げられており、子供の貧困に関しての取組などを分かりやすく示していただいているので、市としては非常に助かります。

話は変わりますが、市町村地域福祉計画が社会福祉法の一部改正により、いわば上位計画となるということで、当市の場合平成31年度を開始期とする計画の策定を進めています。

現行の日高市地域福祉計画は市社会福祉協議会と共同で作成しています。地域福祉を推進するには市社会福祉協議会の力が重要です。したがって日高市では、市地域福祉計画と市社会福祉協議会地域福祉活動計画を合わせた計画として策定しています。市地域福祉計画は「市の推進施策」と「市社会福祉協議会の活動」の内容が一体となっており、今後、市における福祉のいわゆる上位計画ということに位置付けられますと、市の内部では、「市社会福祉協議会の活動」にかかる部分と活動計画については、切り離して策定すべきではないかという議論がされています。

《中島委員》

県内の状況あるいは東京などの状況を見ても、市町村地域福祉計画と市町村社会福祉協議会の地域活動計画を一体的に策定している例は多いです。

市町村地域福祉計画が、いわゆる福祉の上位計画になったからといって、市町村社会福祉協議会の地域活動計画を切り離す必要は、私はないと考えます。

《石川副委員長》

子供の貧困についてですが、その対策として子供たちに学習支援をするという直接的な取組もありますが、根本としては母子家庭など育てるべき親の収入が少ないなどが原因で貧困になっていると思っております。

私が感じているのは、子供の貧困あるいは生活困窮者について、就労が課題になっていると思っております。

就労はハローワークに行けば何とかなるというような単純な話ではなく、

様々な要因により働けない人もおり、そうした方々を就労の場にどうつないでいくのかが重要であると思います。

第5期県計画全体の中で、就労支援に対する記載はありますが、若干弱めのような気がします。

埼玉県老人福祉施設協議会の皆様などの全面的な協力をいただいて、県社会福祉協議会では彩の国あんしんセーフティネット事業を実施して3年半が経過します。貧困の方の相談を各施設の職員が受けると、単純にハローワークへつなげれば就職ができるということはほとんどありません。

例えば長い間ひきこもっていたり、社会とあまり関わりを持ってなかった人などが急に働くといっても厳しい状況にあります。

施設の職員の相談担当者が、そうした人たちに老人福祉施設の見学の紹介から始めて、そこで衣類をたたむなど毎週何回か来て、生活のリズムをつけてもらうなど、少しずつ始めて働けるようになります。

したがって、就労について第5期県計画としてももう少し記載をしてもよいのかと思います。また、子供の貧困の背景にある親の就労や収入の増につながるような取組も必要だと思います。

一例ですが、犯罪を犯してしまった人の再犯率が高いという状況があります。その背景として、犯罪を犯してしまった人が就労しにくい現状があると思います。会社は犯罪を犯した人をなかなか雇用しません。それが刑罰の重みといえどもそれまでですが、保護司をはじめ、関係者が努力をしていますが、就労につながりません。

就労支援は福祉力・地域力のアップにつながるというように思っています。

《山口委員》

埼玉県から、生活保護世帯の子供たちの学習支援に取り組みたいという提案がありました。老人ホームの空きスペースを利用して、まず試験的に始めてみたのが学習支援事業の始まりです。

ただ、参加者が少ない学習教室もあるようです。学習支援事業は、貧困の連鎖を止めたいといことが大きな目的です。親が生活保護費で生活していると、子供もそうなる傾向もあると言われています。子供に教育を受けさせて、高等学校を卒業して社会に出て働く。そうしたことが理想です。

《中島委員》

埼玉県は全国に先駆けて平成22年から学習支援事業を開始しています。

社会福祉法人がその場を提供していることを第5期県計画でも記載しています。その他、住宅ソーシャルワーカーによる住宅支援や埼玉県の手話言語条例など、埼玉県は先進的な取組をしているので、そうしたことを見える化してもいいと思います。

《飯村委員長》

コラムなどで工夫していただければと思います。最初に種をまいて、そして花開くまでに、様々な関係者が御苦労されてきていると思います。

また、数値目標として、生活保護世帯の中学3年生の学習支援事業利用率を掲げられていますが、どうしたら目標を達成できるか、もし先進的な試みがあるようでしたら、そうした事例を盛り込んでいただいても参考になると思います。

《田中委員》

事例などを紹介する際に、写真や図などを入れると見やすくなると思います。

また、「地域包括ケアシステム」や、「我が事・丸ごと」など用語がありますが、先進的に取り組んでいる自治体の事例等があると、イメージがしやすいと感じました。

個別的な意見としては、第5期県計画に「障害者差別解消法の推進」を盛り込んでいますが、障害者の状況をみると、精神障害者が平成18年度の約2万人から平成28年度は約4万8千人に増えています。約2.5倍に増加しており、著しい増加率だと思います。社会的な背景があるとは思いますが、精神障害者の増加に焦点を当てたような取組があるといいと思います。

県障害者支援計画で大きく取り上げられるとは思いますが、精神障害者の地域移行という大きな国の方針がありました。進んでいない状況もあります。

精神障害者の就労や障害者社会参加を支援して、地域の中で生き生きと生活できる仕組みをつくっていくべきであると思います。

障害者差別解消法の記載については、事務局案のとおりなのですが、精神障害者について取組を盛り込めないのかという気がしています。

《飯村委員長》

地域の中で、障害者が暮らすということは、人々の意識、地域の中で生活していくということが大切であると思いますので、非常に大事な御指摘かと思えます。

《細淵委員》

県の素案について、地域福祉の推進を応援していること、市民のことを考えて作成したということがよく分かります。この素案の作成に当たって、事務局は大変だったと心から思います。

しかし、地域福祉の現状は課題が多すぎる状況にあると思います。私の周囲には、行政の世話に絶対ならないという頑固な方がいます。今までの生活習慣などもあり、人に頼るという習慣も持っていないため、苦労されている方も多くいます。

シニアの三大不安というのは、健康・孤独・お金ということを知ったことがあります。

親戚にも迷惑を掛けたくない。できるなら自由に生きたい、一人で生きたいという人もいます。そうした人を支えたり、関わったりすることは大変難しいことだと思えます。そういう人の気持ちをデリケートに尊重し、さりげなく、そして頻回に何度も関わっていくテクニックを持つ人材を育てなくてはいけないと思えます。

民生委員・児童委員については、若者に担ってもらう仕組みがあると思えます。大学生が民生委員・児童委員になると単位が取れるなどがあると良いと思えます。

また、福祉のまちづくりについてですが、私は車いすの方から話をお聞きしましたが、様々なボタンが高すぎる。また車から降りようとする場合、車と車の間隔が狭いことが多いとのことで、隣の自動車に気を使って降りられないことも多いそうです。

アメリカでは、車いす用のスロープがなければ、それは差別として見ますので、障害を持つ方々が社会で自立するのが当たり前な環境をサポートしていきたいと考えています。

それから、生活困窮者は日々生活に苦勞されていますけれども、当たり前で普通の生活ができる環境があると良いと感じています。県民として、国民として、弱者などに対し区別なく接するという教育を小さい頃からしていくことが重要だと感じています。

もう一つ、中途失明の方が私の周りにいますが、そういう方が利用できるデイサービスがありません。高齢者用のデイサービスに通所しています。

中途失明の方は、自分の前に人がいても誰がいるか分からないため声が掛けられない。声を掛けられても誰か分からない。他の人はテレビを見て歌を歌っているけども、何も見えないから一緒に活動できない。そういう悲しさを味わっているので、障害に見合ったデイサービスなどを整備する必要があると思えます。そういう利用者の不満を引き出せる人材を育成する必要があると思いました。

《飯村委員長》

人材づくりの部分など、非常に斬新なアイデアをいただいたと思えます。

《中島委員》

御指摘の点についてです。一つは福祉のまちづくり条例の関係について御指摘いただき、ATMや駐車場などについて改めて考えさせられました。

先ほど、学生が民生委員になるという御提案がありましたが、豊島区の大正大学で学生民生委員という取組をはじめています。

民生委員の在り方をいろいろ見直し、若い人たちが担うことができるようということも話題となっています。

中途失明者のデイサービスについてですが、共生型サービスという新たなサービスが新たに設けられます。

第5期県計画では、内容が国から示されていないので盛り込んでおりませんが、高齢者の事業所も障害者の事業所も取り組めるような、柔軟に対応したサービスが今後つくられるのかと思います。

《吉田委員》

民生委員・児童委員のなり手がいない状況は深刻です。

今ちょうど9～11月の3カ月間で高齢者世帯調査を実施しています。民生委員が回るところは、75歳以上の単独世帯と高齢者世帯です。若い人たちと同居している高齢者の訪問はしていません。介護認定を受けた人がいる世帯も地域包括支援センターが見ているので訪問していません。

また、若い人と同居し、介護認定を受けていない高齢者は訪問しないのですが、そうした家庭は高齢者が昼は一人で過ごしています。その人たちが、昼にどう過ごしているか気になります。

民生委員を長く経験している人は、もう概ね地域のことが分かっているので、あそこのおばあちゃんに声を掛けてあげよう、あそこに立ち寄ってみようなど機転をきかせてくれます。

しかし、新しく民生委員になった人は、別に仕事を持っている場合が多く、そこまでの余裕はないのが現状です。また、定年で仕事を退職された人が民生委員になってくださるのはたいへん喜ばしいことですが、職場での地位や学歴などから意識を離すことができない人もいます。

そうした方たちが、高齢者調査を担当する場合、一生懸命やっていただくことは良いことなのですが、無理して聞かなくてよいことまで聞いて相手のプライバシーに土足で踏み込んでしまうなど、苦情が来ます。

私が目標とする民生委員は、いつも笑顔で話しを聞くパイプ役です。そして専門家につなぎ、わからないことは専門家に聞くという民生委員です。

しかし最近、人の気持ちに寄り添うような人というのはなかなかいない状況もあり、細渕委員の意見を聞いて胸が痛くなりました。

《尾上委員》

私は民生委員を推薦する側です。私が住んでいる団地の高齢化率は約45%であり、高齢者単独世帯が約460人となっています。

そこで民生委員の増員を市に要望して、いま6人となっています。しかし、増員分を誰に依頼するのかが頭の痛い課題です。3年ごとに頭を下げをお願いして頼むというのが現状です。

民生委員の年齢は現在は75歳までとなっており、そうした方にもお願いしていますが、それでも市全体ではあと10人ぐらい足りない。民生委員というシステムをどこかで考えていかないといけないと感じています。

担い手づくりについてですが、埼玉県と一緒にボランティア養成講

座を3日間、3回に分けて行う予定ですが、30人募集したら当初5人だけしか集まりませんでした。口コミなどで結局約20人ぐらい集まりましたが、こうした講座を引き続き実施していきたいと思います。

また第5期県計画の素案については、大変よくできていると思いますが、UR団地の自治会長の立場から言うと、少し評論家的なところもあると思いました。自治会の加入率が低下していることを指摘していますが、低下している原因やそれに対する考えなどが見えないと、ただ加入率が低下している現状だけを書いている感じがしますので、何かもう一步踏み込めないかと思いました。

住民の意識が変わってきていて、中には高齢者でも自治会に加入していない人もいます。若い人だとその傾向は顕著です。時代の変化であることは理解しますが、何か問題が起きると自治会未加入者からも自治会が頼りにされており、未加入の方々から自治会にいろいろな相談も寄せられます。

自治会は、ある意味地域のセーフティネットですので、自治会に行けば何とかなるという意識を持っている人たちに自治会に加入してもらう方法などを、もう一步踏み込んでいいと思います。もっとも「特効薬」はないとは思いますが。

高齢者や障害者などの住宅の確保について、私たちは公団住宅自治会の全国組織・全国公団住宅自治会協議会（全国自治協）で、加盟団地の全居住者を対象に3年ごとにアンケート調査を行っていますが、居住者が一番心配しているのは、家賃が上がるということです。ご存知でない方も多いと思いますが、現在UR賃貸住宅の家賃は、近傍同種の民間家賃に合わせ、かつ2年ごとに見直されることになっています。それが「家賃が不安」につながっています。私たちは「住まいは福祉、住まいは人権」をスローガンに活動していますが、住まいにとって家賃の安定というのが大切です。特に高齢者の団地入居者は年収が低い方が多く、そういう人たちが安心して住んでいけるかが大切です。

また、地域福祉の場・拠点について、空き家の活用は課題です。上尾市でも空き家対策を検討していますが、普通の民家の場合、空き家だからといって、すぐ集会施設になるかという、空き家の構造や家賃など現実には難しい問題が多くあると思います。

最後に、市民後見・法人後見について大変踏み込んでいただいて、良かったと思っています。しかし、成年後見制度を活用するということはいろいろ難しい課題もあります。それを今後どう普及していくか、第5期県計画では一項目設けた記載となっていますので、これを充実したものにしていければ良いと思います。

《松尾委員》

第5期県計画について、広範囲によく記載されていると思いました。

ただ、この計画は主に市町村支援という性格から市町村へのガイドライン

的なものだとは思いますが、一般市民の方が読むこともあると思います。

分かりやすくするために、イメージ図や写真を盛り込むなど工夫すると良いと感じました。

先ほどから住宅確保について議論がされていますが、東日本大震災で宮城県から、新座市に避難した人がいます。平成29年3月に避難場所の住宅の契約が終了するので、退去後の住宅について相談を受けました。

その人はまだ若いので、空き家を借りて、数人でシェアハウスにして住みたいという計画を考えていました。大家の理解も得られましたが、資金的なことから断念した経緯があります。

今の事例は被災の方の事例でしたが、身分が臨時職員などですと入居できないような状況があります。フルタイムで働いている方ですが、住宅を確保できない。シェアハウスにすれば、そのような人も住宅を確保できると思います。こうした取組は公的な制度では難しいのが現状だと思いますが、私たちNPOに全部頼られても対応が困難です。

住宅確保については、様々な個別の背景がありますが、うまく解決したモデルがあれば参考になると思います。

また福祉避難所について第5期県計画に記載されていますが、私たちNPOでは4年間大学と杉戸町と協働して災害が起きた際の訓練事業を実施しています。

熊本の地震の際に、行政とNPOが一緒になって、協働した事例を参考にした防災訓練を行う計画が進んでいます。

私もこの計画に関係していますが、行政は公平に救助などをする必要がありますが、NPOの場合には自由に活動ができる利点があります。

したがって行政では対応しがたい隙間のニーズを埋めることができます。

第5期県計画には、災害の際における民間との連携も記載されており、良いと感じています。

《中島委員》

住宅の確保に関する取組ですが、これは住宅セーフティネット法の一部改正が施行されて間もないということもあり、新しい取組です。

したがって、住宅確保のための居住支援協議会という組織がありますが、現在は県レベルでしかありません。市町村で組織があるところは全国的にみてもごく少数です。

第5期県計画に盛り込むことによって、市町村で住宅の分野も今後取り組む必要があることを示すのが重要であり、今回は計画に記載するということが自体が重要です。

《猪鼻委員》

市町村に示すことで、市町村が意識して取り組むことを促すことは大切だと思います。